

神戸港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、神戸港において本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

第1 旅客、船員及びその他の交通者

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
新港突堤及び新港東埠頭並びに三井桟橋の維けい船	P岸壁、R岸壁、U岸壁からZ岸壁までについては、各維けい岸壁。 O岸壁、Q岸壁、S岸壁、T岸壁、三井桟橋については、各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
ポートアイランドコンテナ第13号岸壁からコンテナ第18号岸壁まで、D岸壁からK岸壁まで、M岸壁、R岸壁からT岸壁まで、ライナー第1号岸壁からライナー第15号岸壁までの維けい船	各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
中突堤B岸壁及びC岸壁維けい船	施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
兵庫埠頭維けい船	A岸壁からH岸壁については、各維けい岸壁。 I岸壁からK岸壁については、施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
川崎重工業(株)神戸工場構内岸壁維けい船及び川崎重工業(株)神戸工場の船きよに入きよ中の船舶	川崎重工業(株)神戸工場 正門及び同第2号門並びに同第4号門。
三菱重工業(株)神戸造船所構内岸壁維けい船及び三菱重工業(株)神戸造船所の船きよに入きよ中の船舶	三菱重工業(株)神戸造船所 正門及び同第2号門並びに同第4号門。
摩耶埠頭維けい船	F岸壁からH岸壁については、各維けい岸壁。 A岸壁からE岸壁及びI岸壁、J岸壁については、施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
六甲アイランドB岸壁からM岸壁まで、P岸壁からZ岸壁まで、W-1岸壁、コンテナ第2号岸壁からコンテナ第7号岸壁まで、ライナー第1号岸壁及びライナー第2号岸壁の維けい船	各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。

東部一工区(株)神戸製鋼所神戸線 条工場岸壁維けい船	(株)神戸製鋼所神戸線条工場が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
東部二工区ティー・エム・ターミナル(株)神戸事業所桟橋、昭和産業(株)神戸工場桟橋、東灘トーメンサイロ(株)桟橋、(株)上組六甲サイロ桟橋の維けい船	各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
東部三工区植田製油(株)荷役用けい留施設、阪神サイロ(株)桟橋、日本ポート産業(株)桟橋、JFEライフ(株)東部岸壁の維けい船	各施設の施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
東部四工区甲南埠頭(株)岸壁の維けい船	甲南埠頭(株)が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
西部地区セントラル・タンクターミナル(株)神戸事業所桟橋の維けい船	セントラル・タンクターミナル(株)神戸事業所が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
上記各欄に維けい若しくは入きよ中の船舶又は上記各欄以外の維けい若しくは入きよ中の船舶	メリケン波止場通船発着場岸壁。

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 指定保税地域
2. 指定保税地域以外の保税地域にあっては、当該保税地域前面の岸壁又は物揚場。ただし、当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。
3. 三井桟橋
4. (株)神戸製鋼所神戸線条工場岸壁、ティー・エム・ターミナル(株)神戸事業所桟橋、昭和産業(株)神戸工場桟橋、東灘トーメンサイロ(株)桟橋、(株)上組六甲サイロ桟橋、植田製油(株)荷役用けい留施設、阪神サイロ(株)桟橋、日本ポート産業(株)桟橋、JFEライフ(株)東部岸壁、甲南埠頭(株)岸壁、セントラル・タンクターミナル(株)神戸事業所桟橋、川崎重工業(株)神戸工場構内岸壁及び同船きよ並びに三菱重工業(株)神戸造船所構内岸壁及び同船きよ。ただし、当該岸壁等に維けい又は船きよに入きよ中の船舶に積卸される船用品、携帶品及び託送品に限る。
5. 上記各号以外の外国往来船を維けいする岸壁又は桟橋。ただし、当該岸壁又は桟橋に維けいされた船舶に積卸される船用品に限る。
6. メリケン波止場及び中突堤。ただし、船用品、携帶品及び託送品に限る。
7. 兵庫埠頭（西側）－3. 6m物揚場。ただし、船用品に限る。